

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条 その他（週休2日制度） （新設）</p> <p>1 原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>※「農林水産部県営工事成績評価実施要領」において工事成績評価の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が1週間に満たない工事は対象外とする。</p> <p>2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評価の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）</p> <p>3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。</p> <p>4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。</p> <p>5 労務費等の補正については、当初予定額に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条 ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p> <p>第4条 その他（週休2日制度） I 週休2日制度の場合</p> <p>1 原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>※「農林水産部県営工事成績評価実施要領」において工事成績評価の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が1週間に満たない工事は対象外とする。</p> <p>2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評価の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）</p> <p>3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて工事成績の評価を行う。</p> <p>4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。</p> <p>5 労務費等の補正については、当初予定額に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休</p>

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
<p>に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負金額のうち補正分を、減額変更する。</p> <p>6 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>《現場閉所の達成状況》 現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負金額のうち補正分を、減額変更する。</p> <p>6 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>《現場閉所の達成状況》 現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。</p> <p>II 週休2日制度（交替制）の場合</p> <p>1 技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度（交替制）」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。 ※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が1週間に満たない工事は対象外とする。</p> <p>2 悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。</p> <p>3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。</p>

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
	<p>4 受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。</p> <p>5 労務費等の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休2日制度(交替制)の達成状況が4週8休に満たないものは、週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。</p> <p>6 週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>7 受注者は、週休2日制度(交替制)から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。</p> <p>《現場閉所の達成状況》 対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で28.5%(8日/28日)以上の場合。対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。 ※悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。</p>

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行				改定後		
<p><労務費、市場単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正> ア 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。</p>				<p><労務費、市場単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正> ア 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。</p>		
補正係数	現場閉所の達成状況			補正係数	4週8休以上達成の場合	
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)		土日現場閉所	交替制（月単位）
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.04	1.04
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.02	—
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	共通仮設費率	1.03	—
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	現場管理費率	1.05	1.03

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行					改定後			
イ 市場単価に下記表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。また、市場単価に施行条件による加算率・補正係数が適用される場合は、週休2日補正後の市場単価に補正するものとする。					イ 市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。			
名 称	区 分	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)	名 称	区 分	補正係数	
							4週8休以上達成の場合	
土日現場閉所	交替制(月単位)							
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01	鉄筋工		1.04	1.04
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01	ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01		撤去	1.04	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01		撤去	1.04	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01		撤去	1.04	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.04
	撤去	1.05	1.03	1.01		撤去	1.04	1.04
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00	防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01	防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01		撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01		撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.01	1.00	法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01	道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.05	1.03	1.01		剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.05	1.03	1.01	公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00	薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01	1.00	グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後			
(新設)	ウ 土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。			
			補正係数	
			4週8休以上連続の場合	
			土日現場閉所	交替制（月単位）
	名 称	区 分		
	区画線工		1.04	1.04
	高圧配電区画線工		1.04	1.04
	機室設置工		1.03	1.03
	構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
		人力	1.04	1.04
	コンクリートブロック積工		1.04	1.03
	排水施設工		1.04	1.03
	鋼製非可燃設置工		1.04	1.04
	表面保護工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02
	表面含浸工	固定足場	1.04	1.04
		高所作業車	1.04	1.03
	透気シート補修工	固定足場	1.04	1.04
		高所作業車	1.04	1.03
	剥離防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.04
		高所作業車	1.04	1.03
	漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
		高所作業車	1.04	1.03
	防塵シート設置工		1.03	1.03
	紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02
		高所作業車	1.01	1.01
	塗膜除去工		1.04	1.04
	バキュームプラスト工		1.01	1.01
	道路反身板設置工	設置	1.01	1.01
		撤去	1.04	1.04
	仮設防塵柵設置工 （仮設ガードレール）		1.04	1.04
			1.04	1.04
	樹液回収装置設置工		1.03	1.02
	ノンコーキング式コンクリートびりずり試験目地設置工		1.01	1.01
	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
	侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.04
			1.04	1.04
	支承金網設置工		1.04	1.04
	耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.03	1.03
			1.03	1.03

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
<p data-bbox="168 311 526 327"><週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例></p> <div data-bbox="179 351 436 766"> <p>この工事は、 週休2日制 対象工事です。 建設業の労働条件を改善するため、 原則土曜・日曜の休工に取り組んでいます。</p> <p>●●建設株式会社</p> </div> <p data-bbox="168 829 257 869">(新設)</p>	<p data-bbox="1198 311 1601 327"><週休2日制度（交替制）対象工事であることを明記する工事看板例></p> <div data-bbox="1243 351 1500 766"> <p>この工事は、 技術者及び技能労働者が 交替で休日確保する。 週休2日制（交替制） 対象工事です。 建設業の労働条件を改善するため、 週休2日に取り組んでいます。</p> <p>●●建設株式会社</p> </div> <p data-bbox="1220 869 1601 893"><週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例></p> <div data-bbox="1243 917 1500 1348"> <p>この工事は、 週休2日制 対象工事です。 建設業の労働条件を改善するため、 原則土曜・日曜の休工に取り組んでいます。</p> <p>●●建設株式会社</p> </div>

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
(以下（第4条～第46条）、条項番号の変更 本文省略）	(以下（第5条～第47条）、条項番号の変更 本文省略）
第4条 施工地および索道線下などの伐採について	第5条 施工地および索道線下などの伐採について
第5条 土石流の発生するおそれのある降雨について	第6条 土石流の発生するおそれのある降雨について
第6条 支給材料及び貸与品	第7条 支給材料及び貸与品
第7条 再生資源の利用促進について	第8条 再生資源の利用促進について
第8条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について	第9条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について
第9条 建設副産物	第10条 建設副産物
第10条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について	第11条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について
第11条 数量の算出及び完成図	第12条 数量の算出及び完成図
第12条 工事の下請負	第13条 工事の下請負
第13条 施工体制台帳	第14条 施工体制台帳
第14条 工事中の安全確保	第15条 工事中の安全確保
第15条 支障木の除去	第16条 支障木の除去
第16条 工事区域の立入防止施設	第17条 工事区域の立入防止施設
第17条 爆発及び火災の防止	第18条 爆発及び火災の防止
第18条 後片付け及び原状回復	第19条 後片付け及び原状回復
第19条 環境対策・公害防止	第20条 環境対策・公害防止
第20条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）	第21条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事）
第21条 諸法令の遵守	第22条 諸法令の遵守
第22条 排出ガス対策型建設機械の使用について	第23条 排出ガス対策型建設機械の使用について
第23条 不正軽油の使用の禁止	第24条 不正軽油の使用の禁止
第24条 電子納品	第25条 電子納品
第25条 工事写真管理	第26条 工事写真管理
第26条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示	第27条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示
第27条 工事歴板、工事標柱等	第28条 工事歴板、工事標柱等
第28条 仮設工事等	第29条 仮設工事等
第29条 林地保全の義務	第30条 林地保全の義務
第30条 県内産品の使用	第31条 県内産品の使用
第31条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格	第32条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格
第32条 木材一般	第33条 木材一般

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
<p>第33条 セメントコンクリート製品</p> <p>第34条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について</p> <p>第35条 兵庫県営林道事業における種子配合等</p> <p>第36条 苗木及び植栽材料</p> <p>第37条 道路照明灯</p> <p>第38条 路盤紙</p> <p>第39条 基礎工</p> <p>第40条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工</p> <p>第41条 鉄線かご工</p> <p>第42条 木矢板工</p> <p>第43条 鋼矢板工</p> <p>第44条 コンクリート矢板工</p> <p>第45条 残土施工</p> <p>第46条 地山補強土工（鉄筋挿入工）</p>	<p>第34条 セメントコンクリート製品</p> <p>第35条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について</p> <p>第36条 兵庫県営林道事業における種子配合等</p> <p>第37条 苗木及び植栽材料</p> <p>第38条 道路照明灯</p> <p>第39条 路盤紙</p> <p>第40条 基礎工</p> <p>第41条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工</p> <p>第42条 鉄線かご工</p> <p>第43条 木矢板工</p> <p>第44条 鋼矢板工</p> <p>第45条 コンクリート矢板工</p> <p>第46条 残土施工</p> <p>第47条 地山補強土工（鉄筋挿入工）</p>
<p>第47条 コンクリート工</p> <p>コンクリートの施工については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>（一般） 略</p> <p>（施工）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 養生</p> <p>（1）、（2） 略</p>	<p>第48条 コンクリート工</p> <p>コンクリートの施工については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>（一般） 略</p> <p>（施工）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 養生</p> <p>（1）、（2） 略</p>

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行				改定後					
コンクリートの標準養生期間				コンクリートの湿潤養生期間の目安					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日
10℃以上	7日	9日	4日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※
5℃以上	9日	12日	5日	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※
[注]養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。				[注]養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。					
9～10 略				9～10 略					
(以下（第48条～第67条）、条項番号の変更 本文省略）				(以下（第49条～第68条）、条項番号の変更 本文省略）					
第48条	コンクリートポンプ工			第49条	コンクリートポンプ工				
第49条	型枠・支保工			第50条	型枠・支保工				
第50条	マスコンクリート			第51条	マスコンクリート				
第51条	暑中コンクリート			第52条	暑中コンクリート				
第52条	寒中コンクリート			第53条	寒中コンクリート				
第53条	水中コンクリート			第54条	水中コンクリート				
第54条	モルタル			第55条	モルタル				
第55条	治山ダム工			第56条	治山ダム工				
第56条	護岸及び水制工			第57条	護岸及び水制工				
第57条	土留工及び擁壁工			第58条	土留工及び擁壁工				
第58条	山腹工			第59条	山腹工				
第59条	固定工（ロープネット工）			第60条	固定工（ロープネット工）				
第60条	防災林造成			第61条	防災林造成				
第61条	森林整備			第62条	森林整備				
第62条	橋梁工			第63条	橋梁工				
第63条	熱中症対策に資する現場管理費の補正について			第64条	熱中症対策に資する現場管理費の補正について				
第64条	土砂等の搬出に係る過積載防止対策			第65条	土砂等の搬出に係る過積載防止対策				

新旧対照表（令和6年10月1日適用）

現行	改定後
<p>第 65 条 通行許可 第 66 条 法定外の労災保険の付保 第 67 条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p>	<p>第 66 条 通行許可 第 67 条 法定外の労災保険の付保 第 68 条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p>